令和3年度 三芳町利用者負担(保育料)徴収金基準額表

	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			一方 門 村 所 石 兵 过 (·
	ロッツロマンスリル主マン同するに中マツ田同位ル			0歳児から2歳児クラス				
	階層区分 定		義					
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	А	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		0	0			
2	В	市町村	市町村民税非課税世帯		0			
3	C 1	A階き民世あのの分区当帯 及層市税帯っ所額が分す びを町課でて得の次にる B除村税 そ割区の該世	均等割額のみの世帯 (所得割のない世 帯)	7, 650	7,510			
				(3, 820)	(3,750)			
				[0]	[0]			
4	C 2		5,000円未満 5,000円以上	8,600	8, 450			
				(4, 300)	(4, 220)			
				[0]	[0] 9,680			
6	C3		5,000円以上	9, 850 (4, 920)	(4, 840)			
			60,000円未満	[0]	[0]			
			60,000円以上	10,700	10,510			
			00,00013×1	(5, 350)	(5, 250)			左記の利用者負担のほかに名称ると
			80,000円未満	[0]	[0]		かに各施設にて実費負担 があります。	
7	C 5		80,000円以上	12,600	12,380			
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(6, 300)	(6, 190)			詳細は巻末の各保育施
			90,000円未満	[0]	[0]	 令和元年10月より利	設案内をご確認ください。	
8	C 6		90,000円以上	15, 150	14,890			
				(7, 570)	(7, 440)	用者負担(保	育料)は無	実費負担例 ・傷害保険
			100,000円未満	[0]	[0]	償です。	・行事費	
9			100,000円以上	20,450	20,100			・給食副食費(3歳児ク
				(10, 220)	(10,050)			ラス以上) ・教材費
			120,000円未満	[0]	[0]		אנויאני	
10	C 8		120,000円以上	27,050	26, 590			
				(13, 520)	(13, 290)			
			150,000円未満	[0]	[0]			
11	C 9		150,000円以上	34,000	33, 420			
			100 000円十进	(17,000)	(16, 710)			
			180,000円未満 180,000円以上	[0] 40,000	[0]			
12	C10		100,000口以上	(20,000)	39, 320 (19, 660)			
			200,000円未満	[0]	[0]			
	C11		200,000円米凋	44, 500	43,740			
13			200,00013	(22, 250)	(21, 870)			
			230,000円未満	[0]	[0]			
14	C12		230,000円以上	49,000	48, 160			
			200, 0001 3/12	(24, 500)	(24, 080)			
			300,000円未満	[0]	[0]			
				54, 200	53, 270			
15	C13		300,000円以上	(27, 100)	(26, 630)			
				[0]	[0]			
マンミナ・1/	左曲切口	/ D 1 口吐上	での圧齢が翌年3日ま	ナスの大怒カニ	こっしかりませ	•		

[※]該当年度初日4月1日時点での年齢が翌年3月末までの在籍クラスとなります。 例 4月1日時点で2歳児であり年度途中で誕生日を迎え3歳児になった場合、その年度末までは2歳児クラス在籍となるため2歳児クラス の保育料が適用されます。

[※]A階層を除き、4月から8月までにあっては前年度分、9月から翌年3月分までは当年度分の市町村民税が対象。